

【市民課市民係・地域振興課市民係】



1 旅券取扱事務費 23万円

- ◎ 旅券（パスポート）申請・受取りができます。
- ◎ 申請者は、日本国籍を有し、曾於市に住民登録をしている方です。
- ◎ 申請には、一般旅券発給申請書・戸籍抄（謄）本・写真・本人確認書類など必要で、申請してから、パスポートが届くまで土、日、祝日を含まず10日間の期間を要しますので早めに手続きをお願いします。
- ◎ パスポート受取の際には、下表のとおり手数料が必要です。

種 別	収入印紙（国）	鹿児島県収入証紙	合 計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券（12歳未満）	4,000円	2,000円	6,000円

※鹿児島県収入証紙及び収入印紙は、市内の取扱店で販売しています。

2 戸籍住民基本台帳費 3,734万円

住民基本台帳の記録・印鑑登録・各種証明等に関する事務を行っています。

(1) 住民異動関係届

種 類	持 参 す る 物	届 出 期 間
転 入 届	印鑑・運転免許証・国民健康保険証・国民年金手帳	14日以内に届けてください。
転 出 届	印鑑・運転免許証・国民健康保険証・国民年金手帳	新住所に移る前に届けてください。
転 居 届	印鑑・運転免許証・国民健康保険証・国民年金手帳	14日以内に届けてください。

※代理人が届出をする場合は、委任状が必要です。

(2) 各種証明手数料		
種 類	持 参 す る 物	手数料
戸籍謄本・戸籍抄本	印鑑・運転免許証等 (戸籍に記載されていない人が請求するときは、委任状が必要です。)	450円
除籍謄本・除籍抄本	印鑑・運転免許証等(直系尊属, 直系卑族以外の人は請求できません。)	750円
住 民 票	印鑑・運転免許証等	200円
印 鑑 登 録	印鑑・運転免許証等	200円
印 鑑 証 明	印鑑登録カード・運転免許証等	200円
臨時運行許可	印鑑・車検証・自賠責証	750円

(3) マイナンバーカード(個人番号カード)申請・取得
 マイナンバーの通知カード, マイナンバーカードに関する問い合わせについては, 住所地を管轄する本庁及び各支所で対応しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

【市民課戸籍係・地域振興課市民係】

1 戸 籍

出生届(14日以内), 死亡届(7日以内), 婚姻届等その他の各戸籍関係の届書の受理, 審査・記載等に関する事務を行っています。

2 人権啓発活動活性化事業 54万円

園児や児童, 或いは地域住民が人権問題について関心を高め, 差別のない社会づくりをします。
 (「じんけんってなあーに」運動で市内の就学前の園児と人権キャラクターとのふれあいや, 塗り絵で人権の大切さを学んでいます。)



人KEN あゆみちゃん・まもる君

3 斎苑管理費 1,837万円

火葬料は13歳以上8,000円, 式場料は3時間以内5,220円, 通夜料は24時間以内15,670円等となっています。
 なお, 友引の日も利用できます。
 (年1回お盆供養を行っています。)



【市民課国民年金係・地域振興課市民係】

1 国民年金事務費

160万円

(1) 国民年金係が扱う事務

① 国民年金被保険者（1号被保険者）の各届出

●厚生年金をやめて国民年金に加入するときの届

（2号被保険者→1号被保険者）

●2号被保険者の扶養から国民年金に切り替えるときの届

（3号被保険者→1号被保険者）

※1号被保険者から2号・3号被保険者への切り替えは事業所が行ないます。



② 国民年金保険料の免除申請（学生納付特例，納付猶予，一般免除）

●一定の所得以下であれば申請によって保険料が免除されます。

③ 国民年金受給に関する請求

●老齢基礎年金・・・受給資格期間（10年以上）を満たした人が65歳になったとき請求できます。※繰上・繰下請求は60歳以上70歳までの間

●障害基礎年金・・・納付要件を満たしている方で，病気やケガによる障害状態が障害年金1・2級の認定基準に該当したとき受給できます。

●遺族基礎年金・・・加入者が死亡したとき，同一生計で18歳以下の子，又は子のある配偶者が請求できます。

●未支給年金・・・年金受給者が死亡したときに同一生計の方が請求できます。

●死亡一時金・・・3年以上保険料を納めている人が老齢・障害基礎年金のいずれも受けることなく死亡したとき同一生計の方が請求できます。

●寡婦年金・・・10年以上保険料を納めていた夫（婚姻期間10年以上）を亡くした妻が請求すれば，60歳から65歳までの間受給できます。

④ 国民年金受給者に関する各種届

⑤ 国民年金に関する相談，広報

(2) 国民年金保険料の徴収は国（日本年金機構）が直接行います。

保険料の支払いには，現金，口座振替，クレジットカード払いの3通りの方法があります。

【市民課環境係・地域振興課環境係】

1 犬の登録・狂犬病予防接種

34万円

犬の登録は，生後3か月以上の犬について，登録する必要があります。

狂犬病の予防注射は，毎年1回接種します。

本市では各地区で集合注射を実施しています。

●犬の放し飼いは止めましょう！

●散歩中のフンは，飼い主が後始末をしましょう！



2 環境衛生・環境対策費

1,244万円

市内の環境パトロールの実施や河川浄化等推進員による河川環境の監視・啓発活動を行っております。環境対策審議会では、大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・土壌汚染・悪臭・不法投棄対策など審議を行い、住みよい環境衛生の向上に努めています。

なお、環境の保全及び形成に関する基本的な計画である環境基本計画の見直しを行います。

3 ごみ減量対策費

1億8,633万円

ごみの減量化や容器包装リサイクル法・家電リサイクル法に基づき、資源の有効利用を図るため、分別収集を行っています。

**不法投棄は、摘発され起訴されると
5年以下の懲役または、1千万円以下
の罰金が科せられます。**

【ごみ減量化及び資源ごみの回収活動に対する補助金】

- ・家庭用生ごみ処理機器購入補助金

購入価格の2分の1以内（25,000円が上限）で補助金を交付します。

- ・資源ごみ回収活動補助金

実施回数及び回収量に応じ補助金を交付します。



4 塵芥処理費

1億4,051万円

曾於市クリーンセンター管理費・大隅埋立処分場管理費・財部埋立処分場管理費

※家庭から出る粗大ごみは、曾於市クリーンセンターへ直接搬入となります。

- 搬入日 毎週 月曜日～土曜日 ・ 毎月 第3日曜日
- 受付時間 毎週 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分
毎月 第3日曜日 午前9時00分～午後4時00分
- 休業日 日曜日（第3日曜日を除く。）、国民の祝日・休日、振替休日
1月1日～1月3日、8月15日、12月31日
- ごみは分別して搬入してください。

※クリーンセンターの老朽化に伴い、施設の長寿命化を目的とした焼却炉等の改修工事が、令和2年3月で終了しました。工事期間中は、市民の皆様のご協力ありがとうございました。



焼却装置（焼却室）



ろ過式集じん器（バグフィルタ）



5 し尿処理費（曾於北部衛生処理組合負担金）

7,052万円

曾於市、志布志市松山町、鹿屋市輝北町で、均等割、人口割、実績割で負担し運営しています。



6 浄化槽設置整備事業

市町村設置型

1億1,737万円

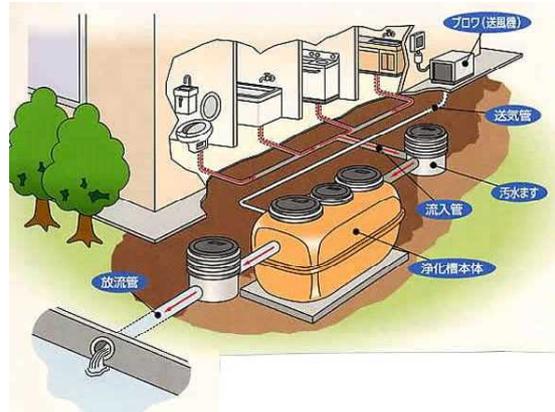
この事業は、財部町全域が対象であり、住民が工事分担金や使用料を負担し、市町村が浄化槽を設置・整備し、適正な維持管理を行う事業です。

① 工事分担金〈個人負担金〉

5人槽	1基当たり	129,910円
7人槽	1基当たり	149,810円
10人槽	1基当たり	189,610円

② 毎月の使用料〈消費税を含む〉

5人槽	1基当たり	3,630円
7人槽	1基当たり	4,180円
10人槽	1基当たり	5,060円



※ 使用料には以下に要する経費

- ・毎月の保守点検や薬品の補充
- ・年1回の汚泥の引き抜き〈浄化槽清掃〉
- ・年1回の法定検査手数料（浄化槽法第11条）
- ・浄化槽やブロワー等の消耗品代（ブロワーの電気代は、使用者の負担です。）

※ 個人住宅のほか、店舗等の併用住宅、事業所等も設置できます。

〈100人槽まで設置できます。〉

※ 単独浄化槽から合併浄化槽へ切り替えた際、単独浄化槽撤去にかかった費用も助成対象となります。

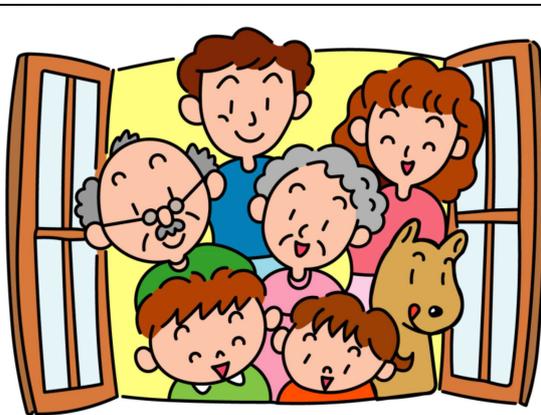
※ 大隅町地域及び末吉町地域の浄化槽設置補助金については、本庁水道課で取り扱っています。

福祉課(福祉事務所)

直通 本庁(介護福祉課) 0986-76-8807
 財部支所(福祉課) 0986-72-0936
 大隅支所(保健福祉課) 099-482-5925

【社会福祉係及び高齢者福祉係】

社会福祉事業及び高齢者福祉事業	
1 民生委員児童委員活動事業	2,276万円
市民生委員児童委員協議会連合会、地区民生委員児童委員協議会の毎月の定例会及び地域福祉のために調査・活動するための民生委員児童委員の経費です。 【対象者】 末吉地区民生委員児童委員協議会45名(うち主任児童委員3名) 大隅地区民生委員児童委員協議会41名(うち主任児童委員2名) 財部地区民生委員児童委員協議会28名(うち主任児童委員2名)	
2 戦没者追悼事業	55万円
市戦没者追悼式を行い、戦没者に哀悼の誠を捧げ、恒久の平和を願う事業です。	
3 曾於市社会福祉協議会運営費補助	2,500万円
曾於市の福祉の一翼を担っている曾於市社会福祉協議会の運営に要する経費の一部を補助します。	
4 心配ごと相談事業	20万円
市民の方々の様々な問題・不安等を解消するため毎週木曜日に、財部、大隅、末吉の3地区で心配ごと相談事業を実施しています。実施主体は、市社会福祉協議会ですが、その経費を補助します。	
5 地域福祉活動(福祉団体)支援事業	127万円
市の各福祉団体(保護司会、遺族会連合会、身体障害者協議会、手をつなぐ育成会、母子寡婦連合会)の活性化と自主活動を支援するため運営費の一部を補助します。	
6 財部交流館管理費	228万円
各種団体の研修、交流の場として利用されています。また、財部小学校の児童の送迎用バスの発着場としても利用され、幅広く活用されています。財部交流館の管理は、指定管理者であるシルバー人材センターに委託していますが、その指定管理委託料が主なものです。	
7 財部保健福祉センター管理費	445万円
財部地区の保健事業や福祉活動のための施設です。保健福祉センターの管理は、指定管理者である社会福祉協議会に委託していますが、その指定管理委託料が主なものです。	
8 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	12万円
高齢者のみの世帯や障害や病気で寝たきりの要介護者等がいる世帯の寝具類の衛生管理のために洗濯乾燥消毒サービスを行い、生活支援・保健支援を行います。	
9 長寿クラブ助成事業	452万円
市内の各単位長寿クラブ及び市長寿クラブ連合会の活性化と組織の自主活動を支援するため運営費の一部を助成します。	
10 高齢者労働能力活用事業	1,640万円
高齢者の雇用促進と生きがいを支援するために、シルバー人材センターの運営に対して補助します。	



1 1 寝たきり介護手当助成事業	1,512万円
<p>市内に居住される在宅の寝たきりの高齢者や身体障害者等を長期的に介護している方に対し、その労をねぎらい福祉の増進を図るために助成します。 助成金は1か月に1万円です。</p>	
1 2 養護老人ホーム措置費	2,683万円
<p>経済的や環境上の理由により居宅で生活できない高齢者が市立の清寿園に入所できず、やむを得ず他の市町村の養護老人ホームに入所したときの経費です。</p>	
1 3 養護老人ホーム扶助費	547万円
<p>養護老人ホーム清寿園に入所している高齢者の、入院費や介護保険サービス費です。入所者が安心して暮らせるための経費です。</p>	
1 4 敬老祝金等支給事業	3,003万円
<p>永年の間、市政の発展やその他にご尽力くださった高齢者に感謝し、その功績をたたえ、敬老の祝金を支給します。</p>	
1 5 金婚式開催事業	124万円
<p>金婚を迎えられた方々を祝福します。</p>	
1 6 訪問給食サービス事業	1億2,934万円
<p>高齢者の見守りや健康保持、自立生活の維持を図るため昼食及び夕食の宅配を業者に委託し、給食費の一部を助成します。</p>	
1 7 高齢者住宅改造推進事業	266万円
<p>自立の促進や介護の軽減を図るため、介護保険の要介護認定を受けた高齢者や重度の身体障害者の居住する住宅を改修した時にその費用の一部を助成します。</p>	
1 8 日帰り入浴サービス事業	34万円
<p>交通の便が悪いところに住んでいらっしゃる高齢者の福祉向上と弥五郎伝説の里の入浴施設の利用促進をはかるため入浴サービス事業を実施します。</p>	
1 9 養護老人ホーム清寿園管理費	9,412万円
<p>養護老人ホーム清寿園は、経済的な理由や環境上の理由により居宅で生活できない高齢者が入所して生活する市立の施設です。清寿園の管理は指定管理者である輪光福祉会に委託しており、その管理運営費です。</p>	
2 0 高齢者見守り対策事業	1,178万円
<p>高齢者等の援護を必要とする人々に対して、声かけや安否確認などを行うとともに近隣福祉ネットワークづくりを促進し、在宅福祉の促進を図ります。</p>	
2 1 地域自殺予防対策強化事業	172万円
<p>自殺予防のため相談支援や啓発事業等により自殺対策の強化を図ります。</p>	



【社会福祉係】

障害者(児)福祉事業	
1 重度心身障害者(児)医療費助成事業	1億1,535万円
重度の心身障害者(児)が健康の保持増進のために各健康保険で支払った医療費の自己負担分を全額助成します。	
2 自立支援医療(更生医療・育成医療)給付事業	6,724万円
医療により障害を軽減あるいは機能の維持が保たれる等の効果を期待できる身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の者に更生医療を給付し、身体に障害のある児童、又は現存する疾患を放置すれば将来障害を残すと認められる児童のうち、医療により障害が除去あるいは軽減される見込みのある児童に対し、育成医療を給付します。	
3 療養介護医療費給付事業	1,239万円
進行性筋萎縮症等に罹患している身体障害者の経済的負担を軽減するために、療養に必要な医療費を給付します。	
4 特別障害者手当	2,259万円
心身に極めて重度の障害があり、その障害ゆえに常時特別の介護を必要とする在宅で生活している方で一定の要件に該当する場合、その負担に対する一助として20歳以上の方に特別障害者手当を支給し、20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給します。	
5 心身障害者扶養共済費	41万円
心身障害者(児)の保護者が死亡した場合等に終身一定額の年金を支給します。また、心身障害者(児)の経済的負担を軽減するために共済掛金の一部を助成します。	
6 地域生活支援事業	2,396万円
在宅の障害者等に対して、移動支援や相談支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、手話通訳者等の派遣等の事業や、自動車改造費助成等を行います。また、就労支援施設等における訓練の効果を上げるため、更正訓練を受けるのに必要な費用を支給し社会復帰の促進を図ります。	
7 重度障害者等日常生活用具給付事業	1,426万円
在宅の重度障害者等の日常生活の便宜を図るために、特殊寝台や浴槽、便器、たん吸引器、消化器系・尿路系等の日常生活用具を給付又は貸与します。	
8 身体障害者等補装具費支給事業	1,400万円
身体障害者等の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる補装具の交付や修理にかかる費用を支給します。	
9 障害福祉サービス費	11億4,660万円
障害者等の家庭内や社会等での日常生活活動を支援し、施設に入所または通所してサービスを受けている障害者等に介護給付(居宅介護、生活介護等)や訓練等給付(自立訓練、就労支援等)、相談支援給付、障害児通所支援などの給付費を支給します。	
	10 軽度・中等度難聴児補聴器助成事業
	16万円
	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。
	11 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
	19万円
	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている児童に対して、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図ります。



【児童福祉係】

児童福祉事業	
1 ひとり親家庭医療費助成事業	2,162万円
母子家庭、父子家庭の健康を保持して生活の安定を図るため、ひとり親の家庭を対象に医療費助成を行います。	
2 放課後児童健全育成事業	1億5,843万円
保護者が労働等により昼間家庭にいない時などに小学生を預かる児童クラブの運営を委託し、児童の健全育成を図ります。	
3 末吉幼児学園運営費	874万円
小学校に就学する前の幼児を対象とし、心身の発達を助長し保育することを目的とする幼児学園に対して運営費を補助します。	
4 出産祝金支給事業	752万円
少子化対策の一環として、第3子以降の子どもを出産した家庭に1子につき10万円の祝金を支給します。	
5 児童入所施設措置費	1,005万円
DV被害者等を母子生活支援施設において保護し、また低所得者等の出産を助産施設において支援します。	
6 母子家庭等自立支援給付金事業	519万円
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を促進するために就職に有利な資格取得を行うための資格取得期間中の生活費又は受講料の一部を助成します。	
7 地域子ども・子育て支援事業	1,699万円
保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育及び一時預かり等の需要に corres 応するために、児童福祉施設や認定こども園等が通常の開所時間を超えて児童を保育したり一時預かりする場合に、その費用の一部を助成します。	
8 児童手当費	4億8,706万円
児童を養育している保護者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全育成を目的とし中学校修了まで手当を支給します。	
9 児童扶養手当費	1億9,190万円
父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童の父親又は母親、あるいは父親又は母親に代わって、その児童を養育している人などに対し児童の健やかな成長を願って手当を支給します。	
10 施設型給付費	15億2,288万円
保育所及び認定こども園等で児童を保育するために、必要な費用を給付し保育の質の保持増進を図ります。	
11 障害児保育事業	432万円
障害児を受け入れている市内の保育所等に費用の一部を補助し児童福祉の増進を図ります。	
12 保育所等整備補助事業	7,500万円
保育所等の施設整備に要する経費に対して補助金を交付し、安心して子育てができるための環境づくりを支援します。	
13 施設等利用給付費	1,204万円
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、預かり保育事業等の利用者負担金について該当世帯にいて給付し保護者の負担軽減を図ります。	
14 子ども医療費助成事業	1億602万円
高校卒業相当年齢までの子どもが病気等がかかった医療費自己負担分を全額助成します。疾病等の早期発見と早期治療を促進し、健康増進を図ります。	



【生活福祉係】

生活保護	
1 生活保護適正実施事業	649万円
生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療助成の適正実施を図ります。また、面接相談員による生活保護の申請や相談への適切な対応を図ります。 さらに、生活保護関係職員の資質向上のために研修を行い、生活保護の適正な実施に向けた取り組みを推進します。	
2 生活保護扶助費	6億円
生活に困窮する市民で、その人が利用し得る現金・資産・稼働能力その他あらゆるものを生活費に当てても最低限度の生活ができない人に対して生活、教育、住宅、医療等の扶助費を支給し、その人の最低限度の生活を保障します。	

【生活相談支援センター係】

生活困窮者自立支援	
1 生活困窮者自立支援事業	1,133万円
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者からの相談に包括的に応じ、自立に向けた支援計画を作成するとともに、計画に基づき継続的な支援を行うほか、関係機関との連絡調整等を行い、自立した生活を送れるように支援します。	
2 住居確保給付金事業	19万円
離職により住宅を失った生活困窮者に対して、家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給します。	
3 生活困窮者自立支援一時生活支援事業費	35万円
住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の日常生活に必要な支援提供等を行います。	
4 生活困窮者自立支援就労準備支援事業費	50万円
生活困窮者等の一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練を行います。	
5 生活困窮者自立支援家計改善支援事業費	256万円
家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援を行います。(貸付のあっせん等を含む)	
6 生活困窮者自立支援子ども学習支援事業費	351万円
生活困窮者世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に対して、社会的な自立を実現するための支援を行います。	



【健康増進係】

1 健康増進事業 6,855万円

市民の健康増進, 脳卒中・心臓病・糖尿病・がん等の生活習慣病の予防や早期発見に取り組み, 健康寿命の延伸を図り, 生活の質の向上を実現することを目的に事業を推進します。

(1) 健康教育・健康相談 36万円

「健康教育」は, 生活習慣病の予防や健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図ることを目的に, 「健康相談」は, 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言をすることを目的として実施します。

(2) 各種健康診査 6,436万円

健康診査は, 生活習慣病等の疾患を早期に発見し, 栄養や運動等の生活指導を行い重症化を予防することを目的に実施しています。がん検診・その他の検診は早期発見と正しい知識の普及・啓発を図ることを目標に実施します。健(検)診料金については, 健康診査は無料, その他の検診については一部を補助しています。

令和2年度各種健康診査計画表

健(検)診名	対象者	場所・実施時期
健康診査	40歳以上の生活保護受給者	財部保健福祉センター
胃がん検診	40歳～79歳	4/7～4/12(6日間)
大腸がん検診	40歳以上	大隅やごろう伝説の里
肺がん検診(X線)	40歳以上	4/14～4/20(7日間)
肺がんCT検診	40歳～74歳の偶数年齢	そお生きいき健康センター
腹部超音波検診	40歳以上の奇数年齢	4/22～5/2(11日間)
前立腺検診	50歳以上の男性	
肝炎ウイルス検診 (B型・C型)	40歳・45歳・50歳・55歳 60歳・65歳・70歳	
歯周病検診	40・50・60・70歳	市内指定歯科医療機関へ委託
子宮がん検診	20歳～84歳までの女性	集団検診: 8月下旬～9月上旬
乳がん検診	40歳～84歳までの女性	個別検診(子宮・乳)
骨粗鬆症検診	40歳以上の女性	: 指定医療機関へ委託

(3) 歯科保健事業

歯の喪失を予防することを目的に歯・歯周組織等口腔内の検診を実施するとともに, 「8020運動」の推進のため, 80歳で20本の歯を持つ方を表彰する「8020表彰」等の事業に取り組みます。なお, 歯と口の健康づくりとして, 毎月8日を「歯の日」と定め情報提供に努めます。

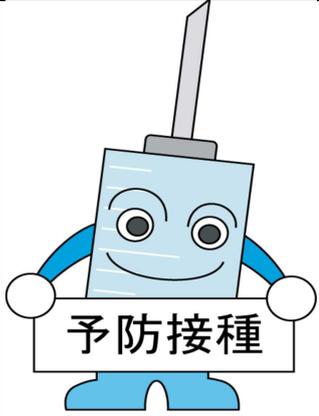


2 精神保健福祉事業	
<p>精神疾患をもつ方が、住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活が送れるように訪問や相談等で支援します。</p>	
	
3 結核検診	
424万円	
<p>感染症法に基づき胸部健康診断を65歳以上の方々に対し一般住民レントゲン検診を実施します。発病者の半数は高齢者ですが、小児・若年者の発症も見られます。</p>	<p>7月13日～7月27日実施予定 (地区を巡回し、検診を実施します)</p>
4 献血	
<p>輸血に必要な血液をいつでも十分に確保しておくため赤十字センターの献血車が、各支所やイベント会場等で年数回実施します。献血にご協力いただいた方には、肝機能・総タンパク・コレステロール等の検査を無料で行います。</p>	
5 24時間健康・医療相談サービス事業	
129万円	
<p>24時間体制で医療や育児、悩み事の相談に専門のスタッフが電話で、わかりやすくアドバイスをする事業を専門の会社に委託して実施します。</p> <p>電話代、相談料は無料で個人の秘密は堅く守られますのでお気軽にご相談ください。</p>	
6 特定健診・特定保健指導	
2,310万円	
<p>40歳～74歳の国保被保険者を対象に、特定健診・特定保健指導を実施します。内臓脂肪型肥満に着目し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当、予備群を減少させ、ひいては糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的としています。</p> <p>健診は、個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、健康的な生活が送れるように支援していきます。</p>	
7 健康づくり支援事業	
406万円	
<p>40歳～74歳の国保被保険者を対象に生活習慣病の発症及び重症化を予防するための健康づくり支援教室（筋力アップ教室）を実施します。</p> <p>「そお生きいき健康センター」や「財部保健福祉センター」・「大隅やごろう伝説の里」を利用し年間を通して実施します。</p>	

8 30歳～39歳の健康診断	230万円
生活習慣病を早い段階から予防するため、30歳～39歳の健康診断（特定健診、肺がん検診、胃がんリスク検診（ピロリ菌検査等）、大腸がん検診、腹部超音波検査、歯周疾患検診）を実施します。	
9 後期高齢者健診・保健指導	705万円
75歳以上の方を対象に生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に特定健診を実施します。要医療者訪問指導、重複頻回受診者訪問指導を行います。	
10 医療費適正化事業	
医療費は年々増加しています。医療費削減対策として、医療費分析を実施しレセプトとの突合から見えてきたことを保健事業へ生かしていきます。	

【子育て世代包括支援センター室】

1 母子歯科保健事業	3,465万円	
妊娠期から就学前まで各種健康診査・相談・教室・訪問指導などを行い、母子が心身共に健やかに過ごせるよう事業を実施します。		
(1) 妊婦・乳児・産婦健康診査委託事業		2,428万円
妊婦健康診査（14回分）・新生児聴覚検査・産婦健康診査（2回分）及び乳児（3～5か月児・9～11か月児）健康診査について医療機関に委託し実施します。 妊婦歯科健診（1回）は、指定医療機関に委託し実施します。		【主な事業内容】 ・尿検査 ・体重測定 ・血圧測定 ・血液検査 ・超音波検査等 ・歯周疾患健診及びブラッシング指導等
(2) 不妊治療費助成事業		210万円
不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。 また、令和2年度から一般不妊治療で保険適用外の治療を受けられた方にも治療費の一部を助成します。		◎主な事業内容 【特定不妊治療】 ・1回10万円上限（男女共） ・回数は県の実施要綱に準ずる 【一般不妊治療】 ・1年につき5万円上限（2年間）
(3) 幼児健康診査		319万円
1歳6か月・2歳・3歳・4歳の時期に集団健康診査を実施し、児の成長・発育の確認をするとともに、保健指導・助言を行い、安心して子育てができるよう支援していきます。		【主な事業内容】 ・身体計測 ・尿検査 ・内科、歯科診察 ・保健、歯科指導
(4) 妊婦・乳幼児相談・教室		169万円
相談事業は、母子手帳交付時相談・6か月児相談・1歳児相談を定例的に実施し、随時に母子相談を受けています。また離乳開始前の時期に離乳食教室を、育児不安や発達面の支援が必要な親子に対して親子教室を実施します。		【主な事業内容】 ・身体計測（児） ・血圧測定（妊産婦） ・保健、栄養、歯科指導

(5) 訪問指導		64万円
<p>妊産婦・乳児等に対して、助産師・保健師による訪問指導を実施します。また、幼児についても随時訪問を実施します。</p>		<p>【主な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・血圧測定 ・母乳相談 ・保健，栄養，歯科指導
(6) 乳幼児・学校歯科保健事業		
<p>幼児健診時の歯科健診と合わせてフッ素塗布とブラッシング指導を歯科衛生士が実施します。また、保育園等を訪問し、歯と口の健康づくり教室を実施します。また、むし歯予防に有効なフッ化物洗口を歯科医師会の協力のもとに実施し、さらに普及促進にも努めていきます。</p>		<p>【主な事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科，栄養指導 ・フッ化物応用（塗布及び洗口）
(7) 地域子育て支援拠点事業		1,361万円
<p>子育て支援センターと連携を図り子育てに関する問題解決のための相談業務ふれあい活動を通じ、乳幼児の健全育成を図ります。</p>		
(8) 家庭児童相談室支援事業		483万円
<p>家庭や児童の様々な悩みの解決や児童虐待の相談・対応を素早く対処できるように家庭児童相談員を配置します。</p>		
2 予防接種		8,835万円
<p>予防接種は、予防接種法に基づき感染症に対する抵抗力をつくり、重症化を予防するために定期の予防接種を医療機関委託で実施します。</p> <p>BCG（結核），四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ），二種混合（ジフテリア・破傷風），MR（麻しん・風しん），日本脳炎，Hib（ヒブ）ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン・水痘ワクチン・B型肝炎ワクチン・ロタウイルス（R2.10月～）については、曾於市内の医療機関において無料で接種します。高齢者肺炎球菌ワクチンについては対象年齢の方に費用の一部を補助しています。事前に医療機関へ予約が必要です。</p>		
(1) インフルエンザ予防接種		2,630万円
<p>インフルエンザの感染予防と重症化の予防を目的として、生後6か月以上高校3年生相当並びに65歳以上の市民に対して、ワクチン接種に必要な費用の一部を補助し、曾於市内の医療機関等に委託し10月～2月末日にかけて実施します。事前に医療機関への予約が必要です。</p>		
(2) 風しんの追加的対策		493万円
<p>公的な予防接種を受ける機会がなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に、3年間、無料で抗体検査及び定期接種を実施することにより抗体保有率の引き上げを図ります。抗体検査の結果、十分な風しん抗体がないことが判明した方が予防接種を受けることとなります。対象者には、クーポン券を送付いたします。</p>		
(3) 風しん等予防接種費用助成金の交付		25万円
<p>妊娠を希望する女性及びその配偶者（婚姻の有無は問わない）、風しん抗体価が低い妊婦と同居している方のなかで、風しんの抗体価が低い方を対象に、予防接種費用の一部助成を行います。</p>		

【国民健康保険係】

1 国民健康保険特別会計 54億9,857万円

国民健康保険事業は、保険税、国県負担金、その他の収入等を財源として、被保険者の疾病、負傷に関し、必要な医療の給付を行うことを中心としています。また、健康教育、健康相談、健康診査等被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行っています。

(1) 保険給付費 38億4,081万円

保険給付には、療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等があります。

ア 療養給付費 32億3,676万円

各被保険者の医療費の自己負担分は、かかった医療費の2割～3割です。残りの医療費は国民健康保険で負担します。

【被保険者の負担割合】

- ① 小学校入学前まで 2割負担
- ② 小学校入学時～69歳 3割負担
- ③ 70歳～74歳 2割負担（現役並み所得者は3割負担）



イ 療養費 3,184万円

療養の給付等を行うことが困難であり、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、申請により療養費を支給します。

療養費は、療養に要した費用の自己負担額分を控除した残りを事後において口座振込をもって被保険者に支給します。

ウ 審査支払手数料 1,260万円

エ 高額療養費 5億4,238万円

医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の被保険者には、同じ月内に病院で支払った額が、自己負担限度額を超えたとき、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。また、入院されるときは事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、その認定証を医療機関の窓口で提示することによって支払いが限度額までとなります。

70歳以上75歳未満の被保険者については、外来受診の場合自己負担限度額を超えた分が個人毎に計算され、入院については限度額までの支払いとなります。なお、同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担を合算して、世帯単位の限度額を超えた分も高額療養費として支給します。

・ 自己負担限度額

70歳 未満	所得区分	年3回まで	年4回目以降
	上位所得者 ア	252,600円+1%	(140,100円)
上位所得者 イ	167,400円+1%	(93,000円)	
一般世帯 ウ	80,100円+1%	(44,400円)	
一般世帯 エ	57,600円	(44,400円)	
住民税非課税世帯 オ	35,400円	(24,600円)	

注 ()内は過去1年間に同じ世帯で4回以上の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の限度額。

ア 上位所得者アとは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等が901万円を超える世帯

- イ 上位所得者イとは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等が600万円を超え901万円以下の世帯
- ウ 一般世帯ウとは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等が210万円を超え600万円以下の世帯
- エ 一般世帯エとは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等が210万円以下の世帯
- * 「+1%」とは医療費が一般世帯 ウ 26万7千円、上位所得者 イ 55万8千円、上所得者 ア 84万2千円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

• 自己負担減額額

	所得区分		自己負担限度額		
			外来(個人)	入院+外来<世帯単位>	
70歳 ～ 74歳	現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+1% (140,100円)		
		Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+1% (93,000円)		
		Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+1% (44,400円)		
		課税所得 145万円未満	18,000円 [年間14.4万円上限]	57,600円 (44,400円)	
		低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円	
		低所得者 Ⅰ	8,000円	15,000円	

注 ()内は過去1年間に同じ世帯で4回以上の入院+外来<世帯単位>の高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の限度額。

- * 現役並み所得者とは、住民税課税所得が145万円を超える人がいる世帯。
- * 「+1%」とは医療費が一般世帯 Ⅰ 26万7千円、上位所得者 Ⅱ 55万8千円、上所得者 Ⅲ 84万2千円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。
- * 低所得者Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方
- * 低所得者Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方

オ 移送費 30万円

カ 出産育児一時金 1,512万円

出産の日に資格を有する被保険者が出産した場合、40万4千円支給します。産科医療保障制度加入の医療機関で出産した場合は、それに1万6千円加算されます。医療機関と出産者本人が同意書を取り交わすことで、医療機関に出産費用を直接支払う直接支払制度もあります。

キ 葬祭費 180万円

被保険者が死亡した場合、葬祭費として県内統一の2万円を支給します。さらに、市独自で1万円を支給します。

ク 入院時食事療養費・居住費

入院したときの食事代は、診療・薬代等とは別に標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

なお、住民税の非課税世帯の方が減額認定の申請をされると食事代の自己負担額が減額され、また、過去1年間で入院日数が90日を超える低所得者Ⅱ(長期該当者)の方の自己負担額はさらに減額されます。

・入院時の食事療養費の自己負担額

区 分	自 己 負 担 額	
住民税課税世帯		1食につき 460円
	指定難病患者	1食につき 260円
減額認定を受けた 住民税非課税世帯	90日までの入院	1食につき 210円
	90日を越える入院	1食につき 160円
	所得が一定基準に満たない世帯の70歳以上の人【注2】	1食につき 100円

65歳～74歳の方が療養病床に入院したときの食費・居住費

区 分	医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者	
	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)	食費(1食)	居住費(1日)
住民税課税世帯	460円 (420円【注3】)	370円	460円 (420円【注3】)	370円	260円	0円
低所得者Ⅱ【注1】 (90日までの入院)	210円	370円	210円	370円	210円	0円
低所得者Ⅱ(12か月の間に9 0日を越える入院をした場合)	210円	370円	160円	370円	160円	0円
低所得者Ⅰ【注2】	130円	370円	100円	370円	100円	0円

【注1】低所得者Ⅱとは、70歳～74歳で、世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の人。(低所得者Ⅰ以外の人)

【注2】低所得者Ⅰとは、70歳～74歳で、世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、各収入金額から必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いた金額が0円になる世帯の人

【注3】医療機関によっては、1食あたり420円になる場合があります。

※住民税非課税世帯については、標準負担額(食費)が減額されますので、該当される方は「国民健康保険標準負担額減額認定証」又は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて医療機関に提示してください。

(2) 国民健康保険事業納付金

15億1,162万円

療養給付費、療養費、高額療養費、移送費に係る支出の全額が県支出金の普通交付金として交付されますが、その財源として、医療給付費分を11億4,029万円を納付し、後期高齢者支援金分を2億6,377万円、介護納付金分を1億756万円を納付します。

(3) 保健事業

6,327万円

国民健康保険は、被保険者の疾病及び負傷に対し医療給付を行うことを主な目的としていますが、そうした傷病が起きないようにすることや疾病を早期に発見して重症化を防ぎ地域全体の衛生・保健向上を図るための健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を行っています。



ア 被保険者に対する疾病予防

① 人間ドック補助(35歳以上の被保険者)

人間ドック・PET検診・脳ドックを受けられた被保険者に、3万円を限度とする補助を行っています。但し、特定健診を受診された方は、人間ドック補助は支給されません。

② 鍼灸補助

施術師と契約を結び、補助を行っています。

1回 600円 (1人 年20回)

※ 温泉補助については、65歳以上の市民を対象に、日帰り、宿泊でも利用できる温泉保養券として、一般会計で1日200円(1人30回)の補助を行います。

2 後期高齢者医療特別会計 6億1,908万円

平成20年4月1日より、75歳以上(65歳以上の一定の障害がある方を含む)の方を対象とした後期高齢者医療制度が創設され、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料の制定や医療費の支払等の業務を行い、市は、個々に賦課される保険料の徴収や保険証交付等の窓口業務を行っています。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金 5億9,481万円

鹿児島県広域連合の特別会計運営に要するもので、被保険者からの保険料及び保険料軽減分に係る保険基盤安定分担金等を納付します。

※ 保険料算定のしくみと軽減措置について

◎後期高齢者医療の保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

◎「均等割額」と「所得割率」は、原則として鹿児島県内均一に設定し、2年ごとに見直しが行われています。

◎保険料の賦課限度額は、年間64万円です。

◎鹿児島県の令和2・3年度の均等割額と所得割率

均等割額55,100円 所得割率10.38%

◎所得の低い世帯の方は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。軽減割合は、同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額などの合計をもとに、次の基準により判定します。

本則7割軽減の対象の方は、これまで上乘せして軽減(8.5割, 8割軽減)されていましたが、社会保障制度改革により、低所得者に対する介護保険料軽減強化や年金生活者支援金給付とあわせて均等割額の軽減特例の見直しが行われたことから、令和元年度から段階的に軽減割合の見直しが行われています。

総所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(基礎控除額)かつ被保険者全員が年金年収80万円以下(その他各種所得がない)	7割(注1)
33万円(基礎控除額)	7.75割(注2)
33万円(基礎控除額)+28.5万円×被保険者数	5割
33万円(基礎控除額)+52万円×被保険者数	2割

(注1) 年金収入80万円以下などの要件を満たす場合は、年金生活者支援金給付や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象になることから、7割軽減となります。

(注2) 7.75割軽減対象者は、年金生活者支援金給付等のない低所得者であることに鑑み、1年間に限り7.75割軽減となります。

※ 温泉補助，鍼灸補助，人間ドック補助（PET検診を含む）について

①温泉補助

65歳以上の市民を対象に、日帰り、宿泊でも利用できる温泉保養券として一般会計で1日200円（1人30回）の補助を行います。

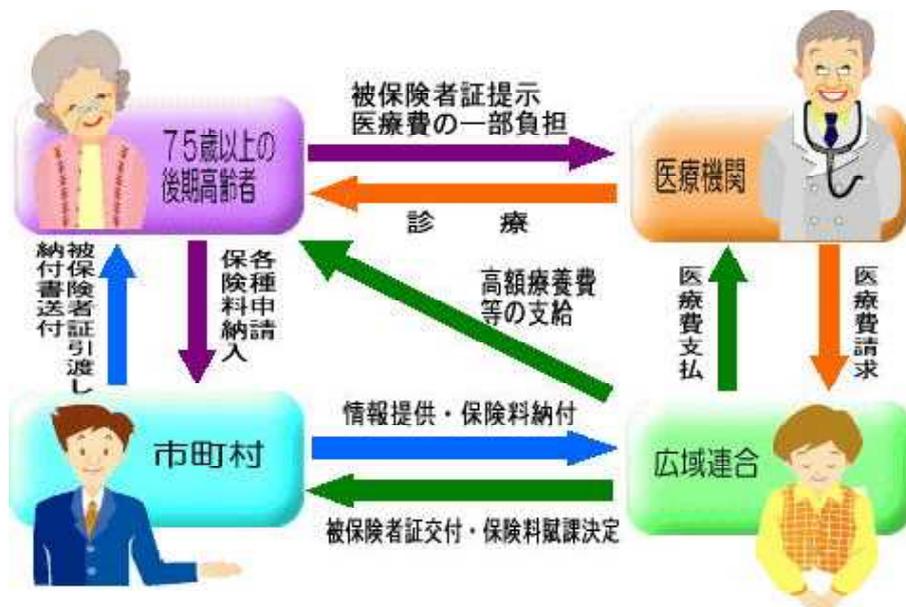
②鍼灸補助 1日600円（1人20回）

③人間ドック補助（PET検診を含む）

人間ドック・脳ドックを受けられた被保険者に、3万円を限度とする補助を行っています。但し、特定健診を受診された方は、人間ドック補助は支給されません。

※ 葬祭費について

被保険者が死亡した場合、葬祭費として2万円を支給します。さらに市独自で1万円を支給します。



介護福祉課

直通	本 庁	0986-76-8807
	大隅支所	099-482-5924
	財部支所	0986-72-0935

【介護保険係】

1 一般会計	11億1,799万円
<p>社会福祉法人に助成することにより、法人の介護保険サービスを利用している低所得者の負担を軽減してもらいます。結果として、その法人を利用している低所得者の利用料が軽減されます。</p>	
(1) 保険利用者負担対策事業	340万円
<p>社会福祉法人に助成することにより、法人の介護保険サービスを利用している低所得者の負担を軽減してもらいます。結果として、その法人を利用している低所得者の利用料が軽減されます。</p>	
(2) 介護保険特別会計繰出金（低所得者保険料軽減分）	94,054万円
<p>消費税が8%から10%へ上がった場合に、65歳以上の被保険者のうち一定額以下の被保険者（第1段階から第3段階まで）の保険料の負担軽減を行うものです。</p>	
2 介護保険事業特別会計	56億4,028万円
<p>介護保険は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるまちづくりを目指し、地域でできる限り自立した生活を送るためにつくられた制度で市が運営主体となります。介護保険サービスを利用する際には個人負担があります。（個人負担は、利用する人の所得に応じてサービス費用の1割、2割、3割のいずれかになります。） （以下、「基準利用者負担額」といいます。）</p>	
(1) 認定審査会事務負担金	6,287万円
<p>介護保険法の規定に基づき曾於市・志布志市・大崎町で運営している曾於地区介護保険組合に支払う負担金です。この曾於地区介護保険組合は、介護認定審査会の審査や認定に関する業務を共同処理し円滑に遂行するために設立されたものです。</p>	
(2) 居宅介護サービス給付費	14億3,400万円
<p>要介護認定を受けた方が、訪問系サービスや通所系サービス、福祉用具の貸与等のサービスを利用した場合に要介護度ごとの支給限度基準額内で保険給付されます。利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
(3) 居宅介護予防サービス給付費	9,240万円
<p>要支援認定を受けた方が、ホームヘルプサービス以外の訪問系サービスやデイサービス以外の通所系サービス、予防のための福祉用具の貸与等のサービスを利用した場合に支給限度基準額内で保険給付されます。利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
(4) 地域密着型介護サービス給付費	13億9,440万円
<p>要介護認定を受けた方が、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護・小規模介護老人福祉施設・小規模の通所介護等の地域密着型サービスを利用した場合に、サービスの種類ごとに保険給付され、利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
(5) 地域密着型介護予防サービス給付費	1,200万円
<p>要支援認定を受けた方が、認知症対応型共同生活介護（要支援2に限る）や小規模多機能型居宅介護等を利用した場合にサービスの種類ごとに基準費用額が保険給付され、利用者は基準利用者負担額を負担します。</p>	
(6) 施設介護サービス費	16億3,320万円
<p>介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医院）に入所（入院）し、それぞれの機能に応じた施設サービスを利用した場合に、支給限度基準</p>	

額内で保険給付されます。利用者は基準利用者負担額を負担します。

(7) 居宅介護（介護予防）福祉用具の購入費 750万円

要介護（要支援）認定を受けた方で生活環境を整えるために特殊尿器・入浴補助用具・ポータブルトイレ等自分にあった福祉用具を購入した場合に保険給付されます。

事業者にいったん全額を支払い、領収書等と一緒に市役所の窓口申請し基準利用者負担額の割合に応じて戻ってきます。一人当たり年間10万円が限度となります。

(8) 居宅介護（介護予防）住宅改修費 2,100万円

要介護（要支援）認定を受けた方で手すりの取付けや段差解消・引き戸などへの扉の取替え等自宅で安心して暮らすための住宅改修ができます。改修する場合は、事前に見積書や着工前の写真等と一緒に市役所の窓口申請をします。工事終了後は、申請により償還払い方法と受領委任払い法の2つの方法が選択できます。一人当たり20万円が限度となります。



（原則1回限りの支給です。）利用者は、基準利用者負担額を負担します。

(9) 居宅介護（介護予防）サービス計画給付費 1億9,440万円

居宅介護サービスを適切に利用できるように居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、利用者や家族等の希望、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて居宅サービス計画を作成しサービス事業者との連絡調整を行います。（作成のための自己負担はありません。）

(10) 審査支払手数料 451万円

利用者の皆さんがサービスを利用した時の利用料が正しいか県の国保連合会が審査します。その審査手数料になります。

(11) 高額介護（介護予防）サービス費 1億2,810万円

居宅介護（介護予防）サービス・地域密着型（介護予防）サービス・施設サービスについて基準利用者負担額の合計額が所得区分に応じた負担限度額を超えた時に、超えた額を償還払いで支給します。

番号	利用者負担段階区分	利用者負担上限額
1	・現役並み所得者 同一世帯に住民税課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方	44,400円
2	・一般の方	44,400円
3	・住民税世帯非課税等 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	24,600円 15,000円 15,000円
4	・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合。 ・生活保護の受給者等	15,000円 15,000円

平成29年8月から3年間に限り、同一世帯のすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が1割の世帯には、年間446,400円（8月～翌7月）を上限とする緩和措置が適用されます。

(12) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

2,025万円

医療費・介護費（介護予防費）の両方が高額となった世帯で自己負担の合計額が所得区分に応じた負担限度額を超えるときは、超える額を償還払いで支給します。

所得区分	後期高齢者医療制度 +介護保険	国保・健康保険等+介 護保険（世帯内の70 ~74歳）	
現役並み所得者	670,000円	670,000円	
一般	560,000円	560,000円	
低所得者 II	310,000円	310,000円	
低所得者 I	190,000円	190,000円	

- * 現役並み 同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方
- * 低所得者II 世帯全員が住民税非課税の方
- * 低所得者I 世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方
- * 一般 上記以外の方

所得区分 （基礎控除後の総所得金額）	70歳未満の人がいる世帯
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70~74歳の人がいる 世帯	後期高齢者の医療制度 で医療を受ける人がい る世帯
課税所得 690万円以上	212万円	212万円
課税所得 380万円以上	141万円	141万円
課税所得 145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者II	31万円	31万円
低所得者I	19万円	19万円

(13) 特定入所者介護（介護予防）サービス給付費 2億7,876万円

低所得の要介護者が、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設等で施設サービスや短期入所生活介護（要支援者を含む）を利用した場合、食費と居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付します。

区分	利用者負担段階区分	居室（滞在費の限度額）		食費の限度額
		ユニット型個室	多床室	
第1段階	・老齢福祉年金受給者 で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護の受給者等	820円	0円	300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	370円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方	1,310円	370円	650円

適用要件 住民税非課税世帯

- ①別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税。
- ②預貯金等が一定額（単身で1,000万円，夫婦で2,000万円）以下。
- ③非課税年金（遺族年金・障害年金）を収入として算定。

施設を利用したサービスの費用

居住費等				食費
ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円

介護老人福祉施設と短期入所生活の場合（ ）内の金額になります。

【地域支援係】

(1) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業（一般会計） 287万円

高齢者を含む地域の任意の団体が行う互助活動に対して、地域商品券に交換できるポイントを付与し、介護予防の推進を図るとともに、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図るものです。



(2) 多世代交流・多機能型支援の拠点づくり事業（一般会計） 40万円

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い、住民自らサービスを提供する多世代・多機能型の福祉拠点施設に対し運営費補助を行い、行政サービスだけでは対応困難な地域課題やニーズに対応した活動を地域住民自ら実践することにより、心豊かな共生・協働型の地域コミュニティの形成を図るものです。

(3) 若年患者療養支援事業（一般会計） 48万円

若年（39歳以下）の末期がん患者の在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担を軽減するため訪問介護等のサービス費や福祉用具の購入費を補助する事業です。

(4) 地域支援事業費（介護保険事業特別会計） 2億5,784万円

「地域支援事業」は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくために介護が必要な状態になる以前から、適切な予防活動を行うとともに、介護が必要となっても高齢者の心身の状態に応じて保健・福祉・介護等のサービスが切れ目なく提供されるように支援していく事業です。



(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 1億4,660万円

生活機能の向上と自立した日常生活の継続を目指し、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する事業です。要支援に相当する状態の者（事業対象者）を対象とする介護予防・生活支援サービス事業と全高齢者を対象とする一般介護予防事業があります。

ア 介護予防・生活支援サービス事業 1億2,446万円

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを事業対象として実施します。

ア 基準型訪問・通所サービス

ホームヘルプ及びデイサービス事業。要支援1, 2で、多様なサービスの利用が困難な場合

イ 基準緩和型訪問介護事業

ケアマネージメントの指示に基づき、ヘルパー等専門職による身体介助を伴わない生活援助

ウ 軽費型訪問介護事業

ケアマネージメントの指示に基づき、市が実施する研修を受講した者による身体介助を伴わない生活援助

工 住民主体型訪問介護事業

ケアマネージメントの指示に基づき、市が実施する研修を受講した者による身体介助を伴わない短時間の生活援助。

オ 短期集中型通所介護事業

保健・医療専門職の多職種連携による3～6か月の短期集中サービス。

カ 基準緩和型通所介護事業

専門職及び市が実施する研修を受講した者による通いの場。

キ 住民主体型通所介護事業

市が実施する研修を受講した者による住民主体の通いの場。

イ 一般介護予防事業費

2,059万円

市内のすべての高齢者及び支援者に対し、介護予防の意義や知識の普及啓発、地域活動組織の育成・支援を行い、介護予防に向けた地域づくりを促進します。介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの配布を行うとともに、地域において住民主体の通いの場の充実につながるよう介護予防教室を行います。

高齢者元気度アップ・ポイント事業では、高齢者の自主的な活動に対し、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、生きがいつくりの推進、地域の活性化を図ります。



(2) 包括的支援事業・任意事業

1億1,124万円

地域の高齢者を支援するために「介護予防ケアマネージメント」・「総合相談や支援」・「権利擁護」・「ケアマネージメント支援」などや、地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情に応じて市独自の発想や創意工夫を生かした形態により実施されます。

ア 地域包括支援センター運營業務

地域包括支援センターは、介護予防の中核拠点として、三専門職（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）が連携し、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を推進するために必要な業務を行う機関です。

平成30年度から運営を社会福祉法人等へ委託を行い、専門職の人員体制を強化することにより、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

イ 認知症総合支援事業

初期の対応体制が構築されることにより、早期に認知症の診断が行われ、速やかに適切な医療・介護などが受けられるよう支援する事業です。

ウ 生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域福祉相談センターに生活支援コーディネータを配置し、地域における支え合い活動などの住民主体の活動への取組を推進する。

エ 地域包括ケア会議事業

高齢者のニーズに見合うサービスの総合調整や高齢者虐待防止、認知症見守りなど地域ケアの総合調整を行うための事業です。

オ 在宅医療・介護連携推進事業

住み慣れた地域で、高齢者の権利擁護についての支援を受けながら、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、近隣の市町、医師会と協力し必要な支援を行っていきます。

カ 家族介護継続支援（家族介護慰労）事業

要介護高齢者で、1年間介護保険サービスを受けなかった方を在宅で介護している方に現金を支給するものです。

キ 家族介護継続支援（介護用品支給）事業

要介護高齢者を介護している家族等に介護用品を支給することにより経済負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図るものです。

ク 家族介護継続支援（緊急通報システム）事業

ひとり暮らし等の高齢者宅に緊急通報システムを設置し、緊急時の早急な対応や災害時等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするとともに、日常生活のサポート支援及び安否確認を行う事業です。緊急時に受信センターへ通報する専用端末機と付属のペンダント式小型発信機に加え、見守る方へ利用者の家電の利用状況をメールで配信する機器を設置します。

ケ 訪問給食サービス事業

短期間で体重減少が著しいひとり暮らしの高齢者等に食事を提供することにより、見守りを含め健康の保持、自立生活の維持を図り、食生活の改善、安否確認など在宅福祉の推進を図ります。

コ 認知症サポーター等養成事業

認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

サ 認知症対応型共同生活介護利用者負担対策事業

認知症対応型共同生活介護事業所に入所している本人または家族の経済的負担の軽減を図る目的で利用者負担の軽減を行っている事業者に対して助成を行います。

前年度の収入が80万円以下の対象者は、月額27,000円、120万円以下の対象者は月額12,000円の負担軽減を受けられます。